

## II 共生社会づくりにかかわる人づくり

### 1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

#### 主な取組概要及び自己評価等について

#### ① いのちの尊重に関する教育の推進

##### 取組み1 「いのちの授業<sup>1</sup>」の取組み

<p><b>【取組概要】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むため、県内すべての公立学校で「いのちの授業」を実施。学校での授業や行事、地域における活動などでの取組みを共有して活用するため、各学校から「いのちの授業」の実践事例を幅広く収集し、県教育委員会ホームページで紹介。</li> <li>・ 「いのちの授業」を受けた作文を募集し、第6回「いのちの授業」大賞の表彰式を行い、受賞作品の文集を作成、配付。</li> <li>・ 「いのちの授業」のより一層の充実を図るため、授業に活用できる「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度作成）を県主催の研修会等で活用。さらに、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットを作成し、関係機関と連携して県内に広く配付。</li> </ul>
<p><b>【自己評価】</b></p>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いのちの授業」の実践事例を幅広く収集し、説明会等で紹介したことにより、それぞれの学校において工夫をこらして実践することができた。</li> <li>・ 「いのちの授業」大賞への応募要件を、平成30年度は学校以外の家庭や地域における実践にも広げた結果、前回と比べ1,012作品増の7,038作品の応募があり、学校・家庭・地域等様々な場面において、児童・生徒が「いのちの大切さ」について考える機会が増加し、かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心の育成が推進できた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後は「いのちの授業」の取組みの更なる周知と、保護者や地域による「いのちの授業」が広く展開されるよう工夫が必要である。</li> <li>・ 他者を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育む教育の充実を引き続き検討することが必要である。</li> </ul>



第6回「いのちの授業」大賞表彰式

第6回「いのちの授業」大賞の表彰式を行い、受賞作品の文集を作成、配付。

「いのちの授業」のより一層の充実を図るため、授業に活用できる「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度作成）を県主催の研修会等で活用。さらに、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットを作成し、関係機関と連携して県内に広く配付。

#### <sup>1</sup> いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

【平成30年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	100	園庭にたくさん飛んでいるトンボを追いかけ、小さな虫かごに何匹も入れて遊ぶ。しかし、捕まえたらそれで満足で、雑に扱う姿を見た担任は、捕まえた後どうしたらよいのか、園児と一緒に考える場を設定した。園児は命について考え、トンボについてもっと知りたいと思い、絵に描くことを思いつく。ルーペで見ながらよく観察して、気付き発見したことや感じたことを友達と伝え合いながら絵を描いた。園児の気持ちに寄り添いながら、トンボを通して生き物の命について関心を高めた。
小学校	707	児童は地域で活動するライフセーバーから、海や海辺の安全に関する知識を学び、水難事故から身を守る方法を学んだ。実際に着衣のままプールに入り、その際の動きにくさを学んだ。また、自分で救助を待つときの体勢(浮き方)を体験した。この学習を通して、児童は、自分のいのちを守るとともに、活動を通して他者のいのちを尊重する大切さを意識することができた。
中学校	373	年間を通して、生徒会活動で「いじめ防止キャンペーン」を行っている。いじめ、暴力等を未然防止するために、学級委員が中心となり各学級で防止策を考え、学級の約束事として決定していく。各学級で決まった約束事は、後日、全校集会で発表を行った。また、その集会では、当該校のいじめ防止基本方針なども含め全校に呼びかけを行った。
高等学校及び中等教育学校	333	子育て世帯を取り巻く課題や支援について、地域の赤ちゃん（5か月～2歳）とお母さんを招いて、赤ちゃんふれあい体験を行い、妊娠や育児に係る講話を実施した。 人のいのちを大切にすることを育むため、妊娠・出産・中絶の授業を実施した。胎児の成長や母体の変化などを学習することにとどまらず、人工妊娠中絶に関する内容や法律上の規定等についてグループで話し合いを行い、生命の尊厳について深く考えるよう指導を工夫した。
特別支援学校	63	自分の良いところや友だちの良いところを探すことを目的に、グループで一人ひとりの良いところについて意見を出し合った。友だちの意見を聞いた生徒からは、「自分にはこんな良いところがあるんだ」「たくさん良いところがあってうれしい」といった声があり、自己肯定感を高めることにつながった。
計	1,576	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議<sup>2</sup>」を中心とした取組み

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のすべての学校や地域で、子どもたちの笑顔があふれ、いじめ・暴力行為及び不登校などを防止する取組みを推進するため、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を中心に、学校が関係機関や団体等と連携・協働する活動や、コミュニティ・スクール<sup>3</sup>の導入を促進して学校・保護者・地域社会が一体となる取組みを推進。</li> <li>学校での実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報</li> </ul>
--------	---

<sup>2</sup> かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

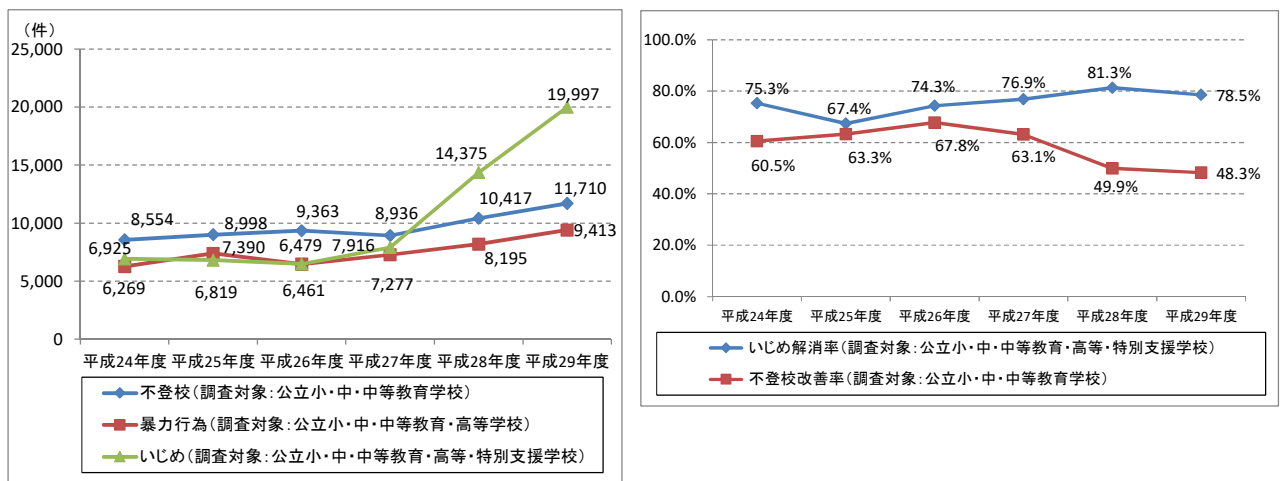
子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

<sup>3</sup> コミュニティ・スクール

平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたもので、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。

	活動を通して、学校の教育活動を周知。
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」での協議を踏まえ、各事業を推進した結果、公立小・中学校、義務教育学校のコミュニティ・スクールの導入校数が、平成30年4月時点の221校から平成31年1月に271校に増加するなど、学校・保護者・地域社会が一体となる取組みが促進された。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度問題行動等調査において、公立小・中学校のいじめは、前年度認知した件数より5,521件多く、暴力行為は1,179件増加、不登校は1,293人増加しており、引き続き、問題行動等が起こりにくい学校づくりを、企業・県市町村教育委員会・学校・家庭が一体となって推進する取組みの更なる充実が必要である。</li> </ul>

神奈川県におけるいじめ・暴力行為及び不登校の件数 神奈川県におけるいじめの解消率<sup>4</sup>・不登校の改善率



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成

<b>取組み2 地域フォーラムの開催</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「平成30年度かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域において、児童・生徒が主体的にいじめや暴力行為等の防止に向けた取組みを発信する場として、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区で地域フォーラムを開催。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">地域フォーラム</p>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加児童・生徒数が5地区平均で約60名増加しており、より多くの児童・生徒に発信できた。参加した児童・生徒は、いじめや暴力行為等の防止に向けた取組みについて主体的に考えた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者・地域の方々の参加が5地区平均で約16名であったため、いじめ防</li> </ul>

<sup>4</sup> いじめの解消率

平成29年3月の国の調査項目の見直しに伴い、「いじめの改善率」は把握できなくなり、平成30年度教育委員会の点検・評価から「いじめの解消率」を掲載している。

	止に取り組む機運を高めていくための方策を、県PTA協議会等と連携して検討することが必要である。
--	---

<b>取組み3 小・中学校の「道徳の時間」の教科化に向けた取組み</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）の授業における改善・充実を図るために、県内の各地区や各公立小・中学校（政令市・中核市を除く）等を対象に、研修や研究授業・実践発表を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修では講義や演習等を行うことにより、受講者から「理論的で分かりやすく、学校において取り組むことが明確になった」という声が聞かれるなど、道徳科の授業方法について改善・充実を図ることができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も道徳科が子どもたちにとって一層充実したものとなるよう、教職員が具体的な実践事例を共有し、授業の工夫改善を検討することが必要である。</li> </ul>

### ③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

<b>取組み1 スクールカウンセラー<sup>5</sup>の配置・活用</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめなどの問題行動や不登校等に関する学校の相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校175校（中学校区の小学校にも対応）に配置。</li> <li>スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー<sup>6</sup>（1名）を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー<sup>7</sup>（5名）を配置。</li> <li>いじめなどの問題行動や不登校等に関する学校の相談体制を充実させるため、県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーを前年度より12名増員し、2校の県立中等教育学校及び73校の県立高校を拠点校として、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校に対応。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーと学校が連携し、いじめなどの問題行動や不登校等の未然防止、早期の発見・対応、組織的な対応を実施し、相談体制や支援を充実できた。</li> <li>「スクールカウンセラーの資質向上には、スクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談が効果的であった」との意見を、各教育委員会（政令市を除く）や学校等から得ており、スクールカウンセラーの資質向上を図ることができた。</li> <li>スクールカウンセラーの新規採用時に行う研修や「スクールカウンセラー連絡協議会」等で、子どもの発達の課題や虐待などの学校だけでは対応が困難な事例へのスクールカウンセラーの効果的な関わり方について、周知することができた。</li> <li>県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を16,771件（平成29年度14,184件）実施し、いじめなどの問題行動や不登校等の未然</li> </ul>

#### <sup>5</sup> スクールカウンセラー

臨床心理士等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

#### <sup>6</sup> スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

#### <sup>7</sup> スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

	<p>防止、早期の発見・対応に寄与した。</p> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更に充実した支援体制の構築を図るため、連絡協議会の在り方を検討することが必要である。</li> <li>・ 現状の配置では、1校の勤務が月1、2回の県立高等学校及び県立中等教育学校もあることから、更なる配置拡充が必要である。</li> </ul>
--	--

<b>取組み2 スクールソーシャルワーカー<sup>8</sup>の配置・活用</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題を抱える児童・生徒に対して、関係機関と連携した支援をより充実させるため、スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）には前年度より6名増員の42名で対応。また、県立高校に前年度より5名増員して30名配置し、すべての県立学校に対応。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの配置増により、更に学校と関係機関の連携が進み、より多くの児童・生徒に多様な支援を提供することができた。</li> <li>・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカーの配置により、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等、5,386回（平成29年度4,754回）対応した結果、児童・生徒の支援の充実を図ることができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭の生活環境や経済的な問題、親子関係等に関する相談の件数が年々増加し、現在の配置状況では十分な対応ができない現状にあり、引き続き、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うとともに、より一層の資質向上を進めていくことが必要である。</li> <li>・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築が必要である。</li> </ul>

<b>取組み3 不登校相談会や進路情報説明会の実施</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、フリースクール等と学校や教育関係機関が連携・協働し、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を開催。また、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」が、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会を9回開催。うち7回は、不登校の児童・生徒や高校中退者及びその保護者等が、進路に見通しを持てるよう進路情報説明会も同時に開催。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校経験者と保護者による座談会やフリースクール等による相談会、進路についての情報提供及び個別の相談会を実施したことにより、アンケートに「不登校経験者の話が聞けてよかった」「将来に希望が持てた」「進路について不安が払しょくされた」等の声が多数寄せられ、不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援、保護者の不安の解消を図ることができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校相談会等に関する情報が、不登校の児童・生徒や保護者に十分に届いていないという課題もあり、今後は、一層の周知に努めることが必要である。</li> </ul>

<sup>8</sup> スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

取組み4 中学校夜間学級 <sup>9</sup> の設置の検討	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内における中学校夜間学級の設置に向けた取組みを促進するため、県・市町村教育委員会の主管課長をメンバーとして、「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催。</li> <li>中学校夜間学級の設置に係る調査研究を行うことを目的とした「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を2回開催。さらに、中学校夜間学級の設置ニーズの高かった相模原・県央地区の市町村教育委員会によるワーキング部会を開催。</li> <li>中学校夜間学級の設置場所や方法、施設、教職員等の配置、教育課程等の在り方等に関する検討を実施。</li> </ul>
【自己評価】	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校夜間学級を含む学び直しの機会の確保について、県・市町村教育委員会の共通理解が深まった。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際の対応事例が少ないため、今後、各市町村における具体的な対応について更に検討を進める必要がある。</li> <li>中学校夜間学級の設置場所や方法、施設、教職員等の配置、教育課程等の在り方等に関する検討が必要である。</li> </ul>

取組み5 「学校緊急支援チーム <sup>10</sup> 」の派遣	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒及び教員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、対応について学校を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を公立学校に派遣。</li> <li>適切な支援ができるようにするために、指導主事を対象に、スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修を実施。また、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、情報共有や事例検討を実施。</li> </ul>
【自己評価】	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校緊急支援チーム」を28回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施することにより、児童・生徒及び教職員に対し、心理面からの支援ができた。</li> <li>指導主事対象の研修を実施し、24名が参加したこと及び学校緊急支援チームに係る連絡協議会に9名の臨床心理士が参加したことにより、指導主事との情報共有及び事例検討ができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に対応可能な臨床心理士を十分に確保することが必要である。</li> </ul>

取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談コーディネーター<sup>11</sup>が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の</li> </ul>

<sup>9</sup> 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

<sup>10</sup> 学校緊急支援チーム

児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

<sup>11</sup> 教育相談コーディネーター

支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の軸となる教員のことをさす。学校（高等学校は課程）ごとに、校長が所属する教員の中から各学校の実態に応じて指名をしている。国では「特別支援教育コーディネーター」という。

	知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を実施。
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を実施し、公立小・中学校（政令市を除く）から10名、県立高校から19名の教育相談コーディネーターが参加し、当該教員の育成に寄与した。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講した教育相談コーディネーターが、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、県内の10地区で行われる協議会等において、スクールソーシャルワーカーとの協働による活動実践報告等を行うなど、学校間の情報共有が必要である。</li> </ul>

<b>取組み7 教育相談事業の実施</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめを受けて一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっていることから、試行的にSNSによる相談窓口を開設。</li> <li>不登校やいじめなど学校生活や、養育など家庭生活に係る悩みや困りに対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線（24時間子どもSOSダイヤルや不登校ホットライン等）による電話相談、電子メールによる相談を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校を除く県内の学校から抽出した101校の生徒約5万8千人を対象にコミュニケーションアプリ「LINE」を活用して、「SNSいじめ相談@かながわ」を9月10日から23日までの17時から21時まで試行的に実施したところ、相談件数は183件で、相談後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」「電話に比べてLINEは相談しやすかった」とする意見がいずれも8割超にのぼり、肯定的な評価を得ることができた。</li> <li>県立総合教育センターへの相談で、来所相談は前年度より若干少ないが5,236件に、電話相談は前年度より多い6,568件に、電子メールによる相談は前年度より多い84件に対応し、学校生活や家庭生活に係る悩みや困りの解決や、相談者の心の安定に寄与した。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「SNSいじめ相談@かながわ」の試行的な実施で得た日別、曜日別及び時間帯別などのデータを参考に、より多くの子どもたちを対象とできるよう検討することが必要である。</li> <li>様々な形態による教育相談体制を引き続き整え、児童・生徒や保護者等からの相談に適切に対応していくことが必要である。</li> </ul>

**不登校・ひきこもり、いじめ等の教育相談件数**

内容	件数
不登校・ひきこもり	2,851
いじめ	316

**SNSいじめ相談 相談内容別件数（平成30年9月10日～23日）**

主訴	件数
いじめ	51
交友関係・性格の悩み	40
恋愛に関する悩み	12
学業・進学に関する悩み	8



学校・教員の対応	14
家族に関すること	12
性・からだのこと	5
不登校に関すること	1
相談終了後の返礼	6
その他※	20
無反応	14
合計	183

※ SNS相談がどのようなものかのぞいてみるといった「冷やかし」、取組を知ってアクセスした成人の方からの「よい取組みなので続けてほしい」とのご意見、主訴が不明の書き込みなど。

取組み8 いじめ防止の研修の支援	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員の理解を深めるため、各種会議で説明するとともに、各県立学校に研修教材を配付。</li> </ul>
【自己評価】	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導担当者会議を実施し、165名の教員が参加した中で、情報提供及びグループに分かれての研究協議を実施し、理解の促進を図ることができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各県立学校で実施する研修において、いじめに対する教員の理解をより深めるための工夫を行うことが必要である。</li> </ul>

### 有識者の意見

#### ① いのちの尊重に関する教育の推進

○ 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする心を育むことは、教育の極めて大切な役割である。県内すべての公立学校で「いのちの授業」が実施されるようになり、平成30年度は、幼稚園から高等学校まで幅広く「いのちの授業」の実践事例を収集することができた。「いのちの授業」大賞の作文も前回から1,000以上増えて7,000作品を超えたことは、取組みの広がりを感じさせ評価できる。しかし、その周知が作品集やホームページなどにとどまっておき、もっと積極的に広報していくべきである。

○ 平成29年度に作成された「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」は、「いのち」を3つの観点で考えさせ、3つのプロセスで学ばせる等よく工夫された教材で、地域や家庭での「いのち」の大切さの話し合いにも役立つ。平成30年度は、この概要版リーフレットを作成し、県内に広く配布できたので、かながわの「いのちの授業」は一層充実するものと期待される。

#### ② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

○ いじめ・暴力行為などの根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳科」や「いのちの授業」の成果に期待する一方で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動<sup>12</sup>を機能させ、地域全体で子どもたちの成長を支援していくシステムづくりを推進していく必要がある。このシステムの中で、「いのち」を大切にする心を育て、地域全体にいじめ・暴力行為は許さないという機運を醸成していくことが求められる。

<sup>12</sup> 地域学校協働活動

地域住民等の参画を得て、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。



- 平成30年度もいじめに関するニュースが県内外を問わず多かった。特に過去にいじめがなかったとしたものが、一転していじめを認める事案などもあり、学校や教育委員会にはこれまで以上に、1件、1件丁寧な対応が求められる。認知件数も増加しており、子どもたちに「いじめ＝心身の苦痛を与える行為」という意識付けなど、いじめ防止の具体的な対策が必要である。
  - 地域フォーラムの開催は、粘り強く取り組むことで、必ず大きな効果を生むはずである。地域と連携して開催を増やすなど、工夫が必要である。
  - 「道徳科」の授業が、子どもたちの規範意識の醸成に果たす役割は極めて大きい。教員の研修や研究授業・実践発表の積み重ねにより、「道徳科」の授業が年々充実していることを評価する。
  - 子どもたちの道徳観は、集団活動で実践されることで身に付き、子どもが大人になって社会に出て生かされるものである。したがって、集団活動や体験的活動を通して人間形成を図る「特別活動」の時間を実践の場として有効に活用すべき。「道徳科」と「特別活動」それぞれの特質を生かしつつ、両者を関連付けた指導を工夫していく必要がある。
- ③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実**
- スクールカウンセラーの取組みは、子どものいじめ被害のファーストコンタクトをいかに汲み取るかが重要になってくる。学校内にとどまらず、家庭との連携も密にすることで、大切な命を守ることができる。
  - 不登校の対策として相談会を実施していることは評価できる。表面から分からない発達障害などを抱える子どもたちもいるので、ソーシャルワーカーと家庭でコミュニケーションを図り、子どもにとって一番良い支援を行っていくことが求められる。
  - 学ぶ意欲がある義務教育未修了者や、義務教育は修了したが不登校等で十分な義務教育を受けられなかった者にとって、近くに中学校夜間学級があることの意義は大きい。さらに、県内の在留外国人やその子どもの数も増加傾向にあり、学齢期を過ぎた生徒の中学校夜間学級への入学のニーズは少なくないと思われる。現在、中学校夜間学級は横浜市と川崎市に各1校しかないので、在留外国人が多い地域での設置の検討が求められる。
  - 中学校夜間学級の設置について、県・市町村教育委員会で検討が行われているが、市町村を超えて広域から生徒を受け入れる学校や、定時制がある高校に併設した夜間中高一貫校等、神奈川らしい形を考えることも必要である。
  - 学校における教育相談では「教育相談コーディネーター」の果たす役割は非常に大きい。その資質向上のために「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」が実施されていることを評価する。今後も養成研修を継続し、ソーシャルワークの知識やスキルを習得した「教育相談コーディネーター」が増えることを期待する。同時に、本講座を受講した「教育相談コーディネーター」が、習得した知識やスキルを十分に発揮できるような校内の指導体制の確立の検討が求められる。
  - SNSのいじめは、これからも増えていくことが予想される。相談窓口を広く周知し、相談してきた子どもたちが失望しないような対応が求められる。
  - いじめは人権問題である。互いの違いを認め合い、相手の立場に立って考え行動できる人格の形成が大切である。

## 今後の対応方向

### ① いのちの尊重に関する教育の推進

#### 取組み1 「いのちの授業」の取組み

- ・ これまでの取組みに加えて、教職員等を対象とした各種研修会において、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を更に活用していく。また、家庭や地域で多くの大人が子どもたちに関わって「いのち」の大切さについて共に考える取組みを広げるために、保護者や地域向けの「かながわ『いのちの授業』ハンドブック概要版リーフレット」の周知と活用を推進していく。
- ・ 引き続き各教科等で「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望を持って生きることの大切さ、人への思いやりなどを育む「いのちの授業」を展開し、児童・生徒に心ふれあう教育を推進していく。
- ・ 各学校での取組みに関する情報を収集し、実践事例等をホームページ等で紹介していくとともに、包括協定を締結した神奈川県PTA協議会と連携して発信することで「いのちの授業」を推進していく。
- ・ 「ともに生きる社会 かながわ憲章」の普及の取組みにおいて、「かながわ『いのちの授業』大賞」に、「ともに生きる社会 『かながわ憲章』」賞を新設する。

### ② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

#### 取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を中心とした取組み

- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働を更に密にし、いじめの定義に基づく認知の在り方について再確認するなど、社会全体に、いじめ・暴力行為などの問題行動は見逃さないという機運を醸成するなどして、学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入の一層の促進等を実施していく。

#### 取組み2 「地域フォーラム」の開催

- ・ より多くの児童・生徒・保護者・地域の方々の参加を促進するよう、神奈川県PTA協議会との包括協定を活用するとともに、開催回数を含む内容・運営等の充実を検討し、地域フォーラムを実施していく。

#### 取組み3 小・中学校の「道徳の時間」の教科化に向けた取組み

- ・ 各公立小・中学校（政令市・中核市を除く）での道徳科の授業により、子どもたちに豊かな心が育まれるよう、教職員研修等で具体的な実践事例や授業の工夫を示すなど、引き続き、道徳科の充実に向けた取組みを推進していく。また、道徳科を要とし、各教科や特別活動など、教育活動全体を通じた道徳教育を推進していく。

### ③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

#### 取組み1 スクールカウンセラーの配置・活用

- ・ より一層の資質向上、家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用を推進していく。
- ・ 問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。
- ・ 「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、支援が必要な生徒に対する継続的なカウンセリングや、教職員へのコンサルテーション・授業時の巡回といったカウンセリング以外の業務の遂行ができるよう、更なる配置拡充を図っていく。

- ・ より充実した支援体制の構築を図るため、講師の選定を含め連絡協議会の内容の充実について検討していく。

### 取組み2 スクールソーシャルワーカーの配置・活用

- ・ 令和元年度は事業の推進を図るため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）を対象にスクールソーシャルワーカーの増員を図っていく。
- ・ 更に多くの児童・生徒を効果的に支援できるよう、市町村（政令市・中核市を除く）スクールソーシャルワーカーとの連携など事業の充実を検討していく。
- ・ スーパーバイザーの巡回や連絡協議会等における事例研究、有識者の講演等を通じて、スクールソーシャルワーカーの一層の資質を向上していく。
- ・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカー連絡協議会、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる巡回指導、教職員への研修等により、校内支援体制の構築に向けた、より効果的なスクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。

### 取組み3 不登校相談会や進路情報説明会の実施

- ・ 引き続き、不登校の児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」において不登校相談会や進路情報説明会を計9回実施するとともに、各地区における連携の活性化を推進していく。また、県教育委員会ホームページに設置した「不登校対策関係資料」のコーナーを活用し、不登校相談会や進路情報説明会に関する情報や子どもたちの多様な居場所に関する情報を周知していく。
- ・ 不登校対策の中核を担う県内各市町村の教育支援センターの専任教員が一堂に会する連絡協議会を開催し、不登校の児童・生徒への支援の基本的な考え方や各市町村の情報を共有するとともに、取組みを充実していく。

### 取組み4 中学校夜間学級の設置の検討

- ・ 広域的なしくみを構築するため、関係の市町村教育委員会との調整を行うなど、神奈川県らしい「中学校夜間学級」の設置に向けた方向性を具体的に検討していく。
- ・ 今後、設置主体となる市町村の意向を十分に踏まえながら、教職員配置や県立学校の施設活用を含め、必要な支援策を検討していく。

### 取組み5 「学校緊急支援チーム」の派遣

- ・ 事例検討等によりチーム構成員のスキルアップを図り、公立学校の派遣要請に応じて、教職員・生徒・保護者に適切な支援ができるよう努めていく。
- ・ 緊急時に対応可能な臨床心理士を確保するために、事案発生後すみやかに派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。

### 取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施

- ・ より効果的な研修になるよう、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていく。
- ・ スクールソーシャルワーカーと情報共有を図り、校内支援体制を確立できるように、協議会等の内容の充実を図っていく。

### 取組み7 教育相談事業の実施

- ・ 今回の試行で得たデータをもとに、SNSを活用した相談体制について、関係機関と連携しながら、より効果的な相談体制ができるように努めていく。また、令和元年度は、SNS相談窓口のアカウントを記載したカードの配付対象を拡大したり、県ホームページに相談の方法等を掲載するなど、相談窓口を広く周知して、相談対象生徒の人数を増やし、より多くの生徒が相談できるようにしていく。
- ・ 今後も様々な形態による教育相談体制を整え、児童・生徒や保護者等からの相談に適切に対応していく。県立総合教育センターと学校との連携が特に重要になるため、引き続き学校と連

携しながら相談を進め、問題の解決を図っていく。また、複雑で対応が難しいと思われるようなケースでは、積極的に関係機関との連携を図っていく。

**取組み8 いじめ防止の研修の支援**

- ・ 生徒指導担当者会議において、いじめに関する情報提供を行い、いじめの早期発見、組織的な対応やいじめに対する教員の理解をより深められる研修ができるよう、引き続き適切な支援に努めていく。

**2 インクルーシブ教育の推進**

**主な取組概要及び自己評価等について**

① 多様な学びの場のしくみづくり

<b>取組み1 インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の取組み</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の社会接続のため、キャリア教育を実施。</li> <li>・ 県西地域におけるインクルーシブ教育を推進する環境を整えるため、平成31年度入学者選抜において、県立足柄高等学校で足柄上地区での連携募集に加えて、足柄下地区で特別募集を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校設定教科・科目や総合的な学習の時間などでキャリア教育を実施したほか、職場見学及びインターンシップを実施したことにより、生徒の将来の進路を具体的に考えることができた。</li> <li>・ 足柄下地区においても中学校・高等学校進路相談連絡部会を開催し、中学校での進路指導を支援したことにより、積極的に足柄高校への志願を検討していただいた。その結果、募集定員21名に対して21名の志願者を得ることができ、取組みが推進された。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイロット校3校で、1期生の卒業に向けて、就職・進学への支援に取り組む必要がある。</li> </ul>

インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）志願者数（平成31年度入学者）

学校名	志願者数
県立茅ヶ崎高等学校	11
県立厚木西高等学校	21
県立足柄高等学校	21

<b>取組み2 「みんなの教室<sup>13</sup>」の取組み</b>	
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみである「みんなの教室」の成果を普及するため、4市町のモデル校（小学校4校、中学校3校）でモデル事業を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備し、取組みに寄与することができた。</li> </ul>

<sup>13</sup> みんなの教室

公立小・中学校（政令市を除く）において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。

	<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モデル校以外の小・中学校では、教育相談コーディネーターに対する人的措置がなされていないため、特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が、授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネーター業務に当たる時間の確保が必要である。</li> </ul>
--	--

**取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発**

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育の推進の趣旨を県民に十分に理解していただくため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、「地域と共につくるインクルーシブな学校」についてパネルディスカッション等を行い、県民の理解・啓発を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育推進フォーラムを2回開催し、うち1回を海老名市教育委員会との共催で実施したことで、テーマの「地域と共につくる」という視点をより具体化した内容になったほか、インクルーシブ教育を担当する教員の参加の増加により、インクルーシブ教育の推進に寄与できた。</li> <li>他の1回を川崎で開催したことで、平成26年から開催してきた同フォーラムを県内すべての地域で開催することができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>より具体的な取組みについて議論をするなど、フォーラムの内容の工夫が必要である。</li> </ul>

**取組み4 県立高校の通級指導<sup>14</sup> 導入校の取組み**

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育の実践に向けて、できるだけ同じ場で共に育つことをめざすことや、障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、3校で通級による指導を開始。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象生徒の学習上、生活上の困難を把握し、個別の指導計画を作成し指導を行うことができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある生徒にとって分かりやすい授業を実施することは、障がいのない生徒にも分かりやすい授業であることを各教員が理解し、通級による指導以外でも授業の見通しを持てるようにすることや、掲示物は最小限にすることなど、生徒が安心かつ集中して授業に臨めるよう、指導方法を工夫・改善することが必要である。</li> </ul>

**取組み5 教育相談コーディネーターの養成**

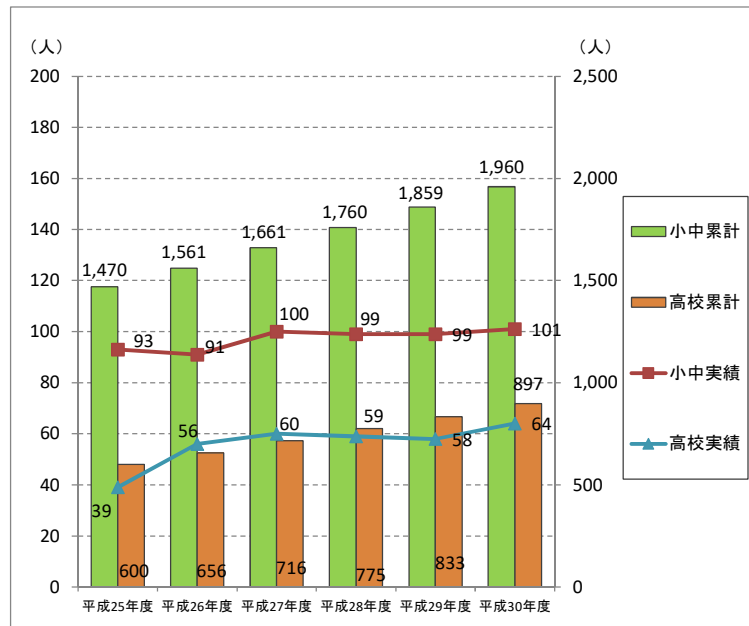
<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育の推進に向けて、生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内の教育相談体制を構築し、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者が事例発表、司会、記録を体験する「ケース会議演習」を3日間実施したことにより、研修講座アンケートの自己評価が（4点満点の平均値）1日目3.69、2日目3.73、3日目3.87と上がり、受講者の効果的な会議の運営や生徒の見立てと支援に関する力が育成できた。また、「教育相談コーデ</li> </ul>

<sup>14</sup> 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

	<p>ィネーターの役割と校内支援について」の協議を実施したことにより、研修講座アンケートの自己評価は（4点満点の平均値）3.72となり、目標値の3.4を超え、教育相談コーディネーターの役割の理解、実践への知識・技術の習得ができた。</p> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際の事例を用いたケース会議の演習において、保護者と協働する視点が十分ではなかったことから、保護者と協働することの重要性を理解する内容を設定する必要がある。また、「支援をつなぐ～支援シートの活用～」の研修講座アンケートでは、受講者の自己評価は3.37で目標値の3.4を下回ったため、学年間等で支援を引き継ぐことについて、より理解が進むような研修内容を検討することが必要である。</li> </ul>
--	---


教育相談コーディネーターの養成数



(県立総合教育センター取りまとめ資料より作成)

② 専門的な指導や支援の充実

取組み 1 特別支援学校生徒の就労支援

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等の職場訪問、在校生の職業学習への助言など、ニーズに合わせた支援を実施。</li> <li>清掃技能検定<sup>15</sup>を年2回実施。</li> </ul>	 <p>清掃技能検定の様子</p>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会自立支援員連絡会議を年6回開催し、課題となっていた社会自立支援員及び進路指導担当者間の情報交換の時間を確保できたことで、実習先の開拓や就労した生徒のアフターフォロー等について、より個別・具体的に検討</li> </ul>	

<sup>15</sup> 清掃技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労に向けた意識の啓発及び職業能力の向上を図るため、関係企業団体と県が連携して実施している県独自のビルクリーニング等に関する検定。

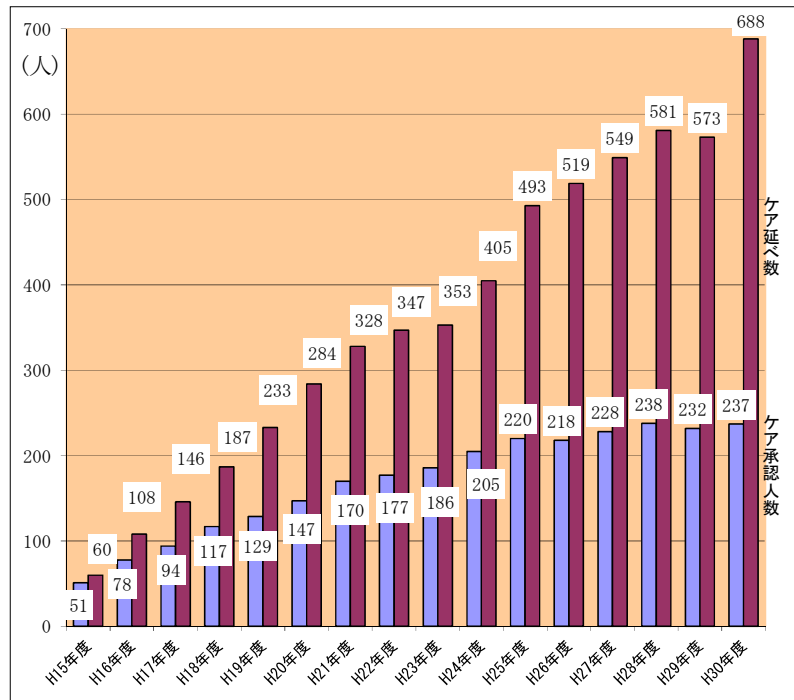
	<p>ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃技能検定については、各種目の受検者の増加に対して、当日のスケジュールを見直すことで検定時間を確保し、生徒の就労意識向上を図ることができた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会自立支援員を効果的に活用した特別支援学校の進路指導の在り方について、理解を深める必要がある。</li> <li>・ 受検者が641名(夏：26校244名・冬：29校397名、前年度544名)と増加していることから、これまで以上にスムーズな清掃技能検定の運営について検討が必要である。</li> </ul>
--	---

**取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実**

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、医療、福祉等関係者及び保護者から構成される県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループにおいて、医療機関との連携や県立特別支援学校における人工呼吸器対応等の医療的ケアに係る諸課題を検討。</li> <li>・ 公立小・中学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施。</li> <li>・ 医療的ケアに従事する非常勤看護師6名を増員。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループにおいて、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドラインを作成するとともに、各県立特別支援学校の医療的ケア申請手続き等を整理し、医療的ケアの充実に推進できた。</li> <li>・ 2市町と支援の申合せ書を取り交わし、看護師の派遣等の支援を実施できた。</li> <li>・ 非常勤看護師を6名増員したことで、医療的ケアの充実に寄与した。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン、各県立特別支援学校の医療的ケア申請手続き等の適切な実施について、各県立特別支援学校に周知・徹底することが必要である。</li> <li>・ 市町村の状況により、相談及び支援に応じていく必要がある。</li> <li>・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒は増加していることから、引き続き看護師の増員とその確保が必要である。</li> </ul>



県立特別支援学校の医療的ケア推移（平成15～30年度）



※平成15年～17年は4月時点、平成18年は3月時点、平成19年以降は5月時点のデータで作成  
特別支援教育課調査資料より作成

取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の自己理解を進める一環として、関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）等を実施。</li> <li>就労のためだけでなく、就労が継続するよう、自己理解を進める指導、コミュニケーション能力を育む指導等を実施。</li> </ul>
【自己評価】	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自身の強みや弱みを理解し合理的配慮を求めることができるようになる等、特性に応じたきめ細かな指導を実施し、就労を推進できた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労体験活動の受け入れ先の拡大を図る等、就労に関わる指導を行う人員の確保・育成を図ることが必要である。</li> </ul>

有識者の意見

① 多様な学びの場のしくみづくり

- フォーラムを県内各地域で継続的に実施していることを評価する。しかし、インクルーシブ教育の基本的な内容についての県民の理解や、「パイロット校」「みんなの教室」「通級指導」「インクルーシブ」などの言葉が県民に認知され、より身近な言葉になっていくことが求められる。インクルーシブ教育の理解啓発に当たっては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民への基本的なPR活動に力を入れる必要がある。
- インクルーシブ教育の普及には「みんなの教室」は重要な取組みである。インクルーシブ教育実践推進校をなるべく多く増やすことが望まれる。また、フォーラムの実施も関連のNPOや企業などと連携して回数を重ねる必要がある。
- インクルーシブ教育は、なるべく早い段階（低年齢）での取組みが有効である。

コミュニティ・スクールの活用などの検討が求められる。

- 通級指導が始まり、令和2年度に新たに1校の高校で導入される計画であるが、その場合、生徒、保護者、教員に対する障がいへの理解を含めた幅広い人権教育が、これまで以上に必要になる。この点が不十分であると、いじめや問題行動が生じやすくなる。

## ② 専門的な指導や支援の充実

- 清掃技能検定事業の取組みにおいて、受験者が増加したことは評価できる。清掃以外の分野にも広がるよう検討が望まれる。また、企業や自治体は障がいがある人の雇用の義務付けが強化されているので、インターンシップ制度は有効である。就労支援へさらなる充実を図っていくことが求められる。

## 今後の対応方向

### ① 多様な学びの場のしくみづくり

#### 取組み1 インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の取組み

- ・ 学年進行や3期生の入学を踏まえ、キャリア教育を継続して実施し、生徒の社会接続に取り組んでいく。
- ・ 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）<sup>16</sup>で、令和2年度入学者選抜からインクルーシブ教育実践推進校を14校に拡大し全県で展開していくことを踏まえ、中学校・高等学校進路相談連絡会等もすべての地域で実施することにより、全県の中学校で適切な進路指導ができるように支援していく。

#### 取組み2 「みんなの教室」の取組み

- ・ 小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育を全県で展開するため、「みんなの教室」の普及とともに、令和元年度から、新たにインクルーシブ教育校内支援体制整備事業を開始し、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する後補充非常勤講師の配置により、小学校における教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を実施するなど、インクルーシブ教育の推進を図っていく。

#### 取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発

- ・ 共生社会の実現をめざしたインクルーシブ教育の推進に当たっては、学校だけでなく保護者や地域の理解と協力が重要であることを踏まえ、市町村教育委員会とも連携し、基本的な理念の説明や実践報告なども含め、インクルーシブ教育推進フォーラムを継続して実施していく。
- ・ 令和元年度のインクルーシブ教育推進フォーラムは、「みんなの教室」のモデル事業を実施した地域で開催し、「みんなで作るインクルーシブな学校」をテーマに、地域でどのような子どもたちを育てていくのかを地域の方々と共に考える機会としていく。
- ・ 企業やNPO法人等の関係者に今後も継続してパネリストを依頼していく。
- ・ コミュニティ・スクールを活用してインクルーシブ教育の取組みを情報発信している事例等について、適宜情報提供する。

#### 取組み4 県立高校の通級指導導入校の取組み

- ・ 各生徒の実態把握に努め、個別の支援計画を作成し、個々の特性に応じた指導を継続して実施する。また、通級による指導以外の場でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。

<sup>16</sup> 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）

令和2年度から令和5年度までに取り組む施策内容や再編・統合等を示した計画。

**取組み5 教育相談コーディネーターの養成**

- ・ 生徒支援の充実のため、「保護者との協働」の講義を新設する。
- ・ 支援シートや個別教育計画の活用状況を踏まえ、支援を引継ぐ視点を養っていく。

**② 専門的な指導や支援の充実**

**取組み1 特別支援学校生徒の就労支援**

- ・ 就労支援の充実に向けて、社会自立支援員と進路指導担当者の連携の方法などを、社会自立支援員連絡会議等で検討していく。
- ・ 清掃技能検定事業については、継続実施する際の諸課題を確認・検討していく。
- ・ 清掃技能検定のほか、製造、事務補助、クリーニングなどの業務を行う事業所で体験実習を行っており、一人ひとりの生徒の適性を踏まえた職業教育を進めていく。

**取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実**

- ・ より安全な医療的ケア実施に向けて、県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループの検討結果を踏まえて、県教育委員会としての当面の方策を定めて、その周知と、医療的ケアの充実を図る。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケアについて、より適切な対応ができるよう、市町村教育委員会との情報交換が適宜できる機会や場を設けていく。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、非常勤看護師の増員を図っていく。

**取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援**

- ・ 企業や関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）を促進させる等、就労支援を継続して充実していく。
- ・ ハローワーク等と連携を図り、就労支援に関わる指導者を確保するとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用などを通じて、就労支援のための指導者の育成を図っていく。

**3 「外国につながる児童・生徒」への指導・支援の充実**

**主な取組概要及び自己評価等について**

**① 「外国につながる児童・生徒<sup>17</sup>」への更なる指導・支援の充実**

**取組み1 「外国につながる児童・生徒」への支援体制の充実**

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国児童・生徒及び外国につながる児童・生徒の教育についての指導内容や指導方法の改善等を図るため、「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」及び「外国につながる子どもの支援のための関係機関連絡会」を開催。</li> <li>・ 国際教育についての理解を深めるとともに、その教育を効果的に促進するため、「外国につながる児童・生徒への指導・支援の手引き」改訂委員会を4回開催。</li> <li>・ 県内の公立小・中学校における帰国・外国人児童・生徒への指導・支援の充実を図るため、文部科学省の補助事業を活用し、市町村（政令市・中核市を除く）の取組みに対して、経費の一部を補助。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議での協議等により、帰国児童・生徒及び外国につながる児童・</li> </ul>

<sup>17</sup> 外国につながる児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

	<p>生徒に関わる望ましい教育のあり方について、各地区担当指導主事や国際教室担当者の理解を深化できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」改訂委員会において関係機関等からの助言を受け、内容の充実を図ることができた。</li> <li>市町村（政令市・中核市を除く）への補助により、児童・生徒の母語が分かる協力者が学校に派遣されたことで、日本語や教科指導、通訳等の支援が充実できた。また、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法の効果的な活用について研修・研究を行うことで、指導・支援体制の構築を推進できた。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各種会議において特別の教育課程の編成などの今日的課題への具体的な対応策を検討するなど、取組みの充実を図ることが必要である。</li> <li>今後は、3月末に国から出された通知等の内容も反映させ、令和元年6月を目途に「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）」を発行し、取組みの充実を図ることが必要である。</li> <li>国の補助事業で実施された研修・研究等の成果を県内市町村に広めていくことが必要である。</li> </ul>
--	---

**取組み2 多文化教育コーディネーター<sup>18</sup> や学習支援員<sup>19</sup> の派遣**

<b>【取組概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、生徒支援者<sup>20</sup> 及び学習支援員を外国籍の生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、学習や学校生活の支援を継続して実施するとともに、個別の支援を推進。</li> </ul>
<b>【自己評価】</b>	<p><b>成果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学校での居場所ができた」や「授業が分かりやすくなった」という意見が聞かれるなど、外国につながるのある生徒への指導・支援の充実寄与した。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国につながるのある生徒の母語や文化について十分に理解するなど、指導・支援をするために必要な資質や能力を有する人材を確保することが必要である。</li> </ul>

**有識者の意見**

- ① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実
- 国際交流が活発化する中で、外国につながるのある児童・生徒は今後も増えると考えられる。地域や関連NPOとの連携を一層深めて、支援スタッフを確保する等、引き続き個々の生徒のニーズに応じた指導体制の充実に向けていくことが求められる。
  - 日本語の理解が十分でない生徒が、日本の社会で経済的・社会的に自立して生きていくために

<sup>18</sup> **多文化教育コーディネーター**

日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

<sup>19</sup> **学習支援員**

日本語の理解が十分でない生徒が円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者とする。

<sup>20</sup> **生徒支援者**

日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援をする。

は、日本語の習得だけでなく、日本の中学校教育程度の知識・技能の習得が欠かせない。学齢期を過ぎた外国につながるのある生徒に対して、日本社会への適応を支援するために、中学校夜間学級が果たす役割も大きい。

- 外国につながるのある児童・生徒への言葉の指導については、手引きの周知等の情報発信だけではなく、具体的な取組みを学校ベースで行っていくことが求められる。

## 今後の対応方向

### ① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実

#### 取組み1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実

- ・ 各学校で行われている日本語指導や生活支援等の工夫例等の具体的な取組みについて、「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等において発表の場を設け、県内の学校での共有を図っていく。
- ・ 「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）」の周知を図り、更なる児童・生徒への支援に活用していく。
- ・ 国の補助事業を活用した市町村（政令市・中核市を除く）の取組みに対する補助については、継続して実施していく。

#### 取組み2 多文化教育コーディネーターや学習支援員の派遣

- ・ 外国につながるのある生徒への学習支援の充実を図るために、多文化教育コーディネーター派遣校に、必要に応じて生徒支援者及び学習支援員を派遣していく。また、多文化教育コーディネーター派遣校以外の学校についても、NPO法人と連携し、日本語の理解が十分でない生徒が円滑に学習に取り組めるよう支援する学習支援員を派遣し、生徒一人ひとりの状況に応じて支援を実施していく。